

○三豊市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付要綱

平成29年3月30日

告示第79号

改正 令和2年3月31日告示第88号

令和4年3月29日告示第37号

令和8年3月25日告示第76号

(趣旨)

第1条 この告示は、骨髓・末梢血幹細胞(以下「骨髓等」という。)を提供する者の増加及び骨髓等移植の促進を図るため、公益財団法人日本骨髓バンク(以下「バンク」という。)が実施する骨髓バンク事業において、骨髓等を提供した者(以下「ドナー」という。)及びドナーを雇用している事業所に対し、三豊市骨髓等移植ドナー支援事業助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し、三豊市補助金等の交付手続等に関する規則(平成18年規則第52号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 骨髓等の提供時に市の区域内に住所を有する者であって、バンクが実施する骨髓バンク事業において骨髓等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けたもの(以下「助成対象ドナー」という。)
- (2) 助成対象ドナー(この告示による助成金の交付の決定を受けた者に限る。)を、当該助成対象ドナーが骨髓等を提供するために最初に通院した日から当該提供を完了した日までの間、引き続き雇用していた市の区域内に事務所を有する事業所(国及び地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資している法人を除く。)(以下「助成対象事業所」という。)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成の対象としない。

- (1) 他の法令等により骨髓等の提供に係る助成金等の交付を受けている者
- (2) 市税に滞納がある者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団又はこれらの者と密接な関係を有する者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 助成対象ドナー 骨髓等の提供1回につき10万円
- (2) 助成対象事業所 助成対象ドナー1人の骨髓等の提供1回につき5万円

2 助成金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、助成対象ドナーにあつては骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付申請書(ドナー用)(様式第1号)に、助成対象事業所にあつては骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付申請書(事業所用)(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、骨髓等の提供が完了した日から90日以内に市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 骨髓等の提供時に市の区域内に住所を有することが確認できる書類(助成対象ドナーに限る。)
- (2) バンクが発行した骨髓等の提供が完了したことを証明する書類(助成対象ドナーに限る。)
- (3) 助成対象ドナーとの雇用関係を証明できる書類(助成対象事業所に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査して、交付の可否を決定し、申請者に対し、骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(助成金の交付等)

第6条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者は、助成金交付の請求をしようとするときは、助成対象ドナーにあつては骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付請求書(ドナー用)(様式第4号)を、助成対象事業所にあつては骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付請求書(事業所用)(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第88号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第37号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和8年告示第76号)

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の告示で定める様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

様式第1号(第4条関係)

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

三豊市長 様

住所

氏名

骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）

三豊市骨髄等移植ドナー支援事業助成金の交付を受けたいので、三豊市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

申 請 者 住 所	三豊市	
フ リ ガ ナ		電話番号
申 請 者 氏 名		
申 請 者 生 年 月 日	年 月 日	
骨髄等提供完了年月日	年 月 日	
申 請 金 額	円	

《誓約・同意事項》 □にチェック印を入れてください。

- ☐ 他の法令等により骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていないことを誓約します。
- ☐ 市税に滞納はありません。市が住所及び市税の納付状況について、関係機関に照会することに同意します。
- ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団又はこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。市が必要な場合には、警察に照会することに同意します。

《添付書類》

- 1 市の区域内に住所を有することが確認できる書類（マイナンバーカードの表面、運転免許証の写し等）
- 2 公益財団法人日本骨髄バンクが発行した骨髄・末梢^{しゅう}血幹細胞の提供が完了したことを証明する書類

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

三豊市長 様

所在地
事業所名
代表者氏名

骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業所用）

三豊市骨髄等移植ドナー支援事業助成金の交付を受けたいので、三豊市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

所 在 地		
フリガナ		電話番号
事業所名		
フリガナ		
代表者氏名		
助成対象ドナー氏名		
助成対象ドナー生年月日	年 月 日	
骨髄等提供完了年月日	年 月 日	
申請金額	円	

- 《誓約・同意事項》 ☐ にチェック印を入れてください。
- ☐ 他の法令等により骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていないことを誓約します。
- ☐ 市税に滞納はありません。市が所在地及び市税の納付状況について、関係機関に照会することに同意します。
- ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団又はこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。市が必要な場合には、警察に照会することに同意します。
- 《添付書類》
- 1 助成対象ドナーとの雇用関係を証明できる書類（雇用証明書等）
 - 2 助成対象ドナーが個人事業主と生計を一にする親族の場合は、当該助成対象ドナーが、当該個人事業主が営む事業に従事していることを確認できる書類（確定申告書等の写し等）

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

三豊市長 印

骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった三豊市骨髄等移植ドナー支援事業助成金については、次のとおり決定しましたので、三豊市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱第5条の規定により通知します。

☐ 交付 交付決定額 _____ 円

☐ 却下 （理由）

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

三豊市長 様

住所

氏名

電話番号

骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付請求書（ドナー用）

三豊市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり三豊市骨髄等移植ドナー支援事業助成金を請求します。

請 求 額 _____ 円

振 込 先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協			支店・出張所 支所
	フリガナ		預金種目	普通 当座	
	口座名義人		口座番号		

様式第 5 号（第 6 条関係）

年 月 日

三豊市長 様

所在地
事業所名
代表者氏名
担当者名（所属）
電話番号

骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付請求書（事業所用）

三豊市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり三豊市骨髄等移植ドナー支援事業助成金を請求します。

請 求 額 _____ 円

振 込 先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協			支店・出張所 支所
	フリガナ		預金種目	普通 当座	
	口座名義人		口座番号		